

## 市の相談窓口

### 人権相談

18(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)  
市役所4階  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 行政相談

20(木)13時30分～16時 市役所1階  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 弁護士無料法律相談

5(水)・19(水)13時30分～15時30分  
※当日10時までに電話申込、各4組(申込順)  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 家庭生活相談と女性相談

4(火)・11(火)・18(火)10時～15時 市役所1階  
【女性限定】  
20(木)10時～15時 花川南コミセン2階  
25(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)  
※お困りの方に生理用品をお渡しします  
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区  
広聴・市民生活課 ☎72・3227

### 子ども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)  
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

### 住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)  
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220  
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)  
厚田保健センター ☎78・2521  
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

### ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時  
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)  
月・水・金曜 11時～17時(受付16時まで)  
ジョブガイドいしかり ☎75・8609

### 消費生活相談

平日 10時～16時  
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

### 特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)  
教育支援課 ☎76・8000

### 65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。  
平日 9時～17時  
南地域包括支援センター ☎73・2221  
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371  
北地域包括支援センター ☎75・6100  
厚田区 ☎78・1030  
浜益区 ☎79・5111

## その他の相談窓口

### 年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分  
毎月第2土曜 9時30分～16時  
街角の年金相談センター麻生  
☎0570・05・4890(予約専用)

### ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時  
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

### 相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

26(水)13時～15時 花川北コミセン  
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558  
(電話予約をおすすめします)

### 社会保険労務士と話そう! 働き方・年金・暮らしのこと

24(月)12時30分～15時 カフェまるくる(花川北3・3)  
17時～19時30分 厚田総合センター  
ふなね社労士事務所 ☎080・5725・8114(当日の電話相談可)

## 戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

戦没者遺児が、親族の戦没地などを訪れて慰霊追悼を行い、同地域の方との親善を深めます。

**費用** 戦没者遺児は10万円(集合場所までの往復交通費、PCR検査などの費用は自己負担)。  
戦没者遺児の付き添いをする戦没者の孫・ひ孫・おい・めいは旅費の3分の1を補助  
**問合せ** (二財)日本遺族会事務局 ☎03・3261・5521

## 太陽光パネルや蓄電池を 共同購入しませんか?

住宅や事業所(10kw未満)に太陽光パネルや蓄電池を導入しませんか? 共同購入なら太陽光パネルが想定市場価格より約5・4%～15%安く提供されます。無料の参加登録をすると見積りを確認できます。

**申込方法** 左記HPから登録  
**申込期限** 31日(月)  
**申込・問合せ** 北海道 みんなの  
おうちに太陽光事務局  
☎0120・216・100



▲HP

## 宝くじの収益配分金

宝くじの収益配分金は、市町村が行う公共事業に対する貸付原資となっているほか、市町村の振興事業に幅広く活用されます。

**問合せ** 財政課 ☎72・3154

## 7月4日(火) 発売!! サマージャンボ宝くじ

1枚300円  
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。  
(公北北海道市町村振興協会の協賛)

## 無人自動配送ロボットの 実証実験

無人自動配送ロボットを活用し、宅配便や小売店の商品を自宅付近まで配送するサービスを実施予定です。本実証により物流を巡る課題の解消や便利な暮らしの実現を目指します。

※実施主体：京セラコミュニケーションシステム(株)

**対象地区** 緑苑台東地区

**実施期間** 7月～11月(予定)

**申込方法** 2次元コードを読み取り、LINEの友だち登録を  
お願ひします

**申込・問合せ** 実証実験事務局(京セラコミュニケーションシステム(株))



※写真は昨年のロボットです



▲友だち登録はこちら

☎070・2460・8916  
✉toiwase@kccs.co.jp  
企業連携推進課 ☎72・3158

## 後期高齢者医療被保険者証などの更新

現在お持ちの①被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証 ③限度額適用認定証の有効期限は7/31(月)です。引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい①(黄色)、②③(黄緑色)を送付します。

新たに②③が必要な方は右の交付要件を確認の上、国民健康保険課へ申請してください。

### ●申請・問合せ

国民健康保険課(〒061-3292 市役所1階9番窓口)

☎72・3125

### ●交付要件

②住民税非課税世帯の方

③窓口負担割合が3割で住民税課税所得が690万円未満の方と、その方と同一世帯の被保険者

### ●保険料の支払いについて

「年金からのお支払い」と「口座振替」(金融機関で手続きが必要)から選べます。災害や失業などによる所得の大幅な減少や特別な事情で支払いが困難な方は、減免を受けられる場合があるのでご相談ください。

## 国民健康保険被保険者証などの更新

現在お持ちの国民健康保険(以下、国保)の①被保険者証 ②被保険者証兼高齢受給者証 ③限度額適用認定証 ④限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7/31(月)です。

### ①被保険者証 ②被保険者証兼高齢受給者証

7月下旬に世帯主宛てにえんじ色の①②を普通郵便で送付します。※手続き不要

### ●遠隔地用被保険者証の申請

施設入所のため、市外に住民登録のある方は、被保険者証に同封の申請書を記入し、国民健康保険課に提出してください。

### ●加入・脱退の手続き

14日以内に届け出が必要です。遅れると、保険が使えない場合があります。国保税はほかの健康保険を喪失した日までさかのぼって納めていただきます。

### ●短期被保険者証・被保険者資格証明書書の交付

国保税の滞納があると、有効期限が短い「短期被保険者証」や被保険者証の代わりに「被保険者資格証明書」(医療機関の受診時、医療費を全額負担)が交付されます。

### ③限度額適用認定証 ④限度額適用・標準負担額減額認定証

③④は入院などで医療費の負担が高額になるときに使用します。マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関などでは、患者本人が高額療養費限度額の情報提供に同意することで、認定証の提示が不要となる場合があります。

マイナンバーカードへの対応状況は医療機関などによって異なるため、現在有効な認定証をお持ちの方のうち、**今後**も交付希望の方は7月上旬に世帯主宛てに送付する**申請書(市HPからも入手可)**を随時提出してください(郵送可)。

※所得の申告が遅れたり修正申告した場合など、マイナンバーカードへの情報反映に時間がかかるときは、従来どおり認定証で確認します

**住民税非課税世帯で、過去1年間に90日以上入院がある方は、申請書を提出しないと「長期入院該当」(入院時食事代をさらに減額)の対象になりませんので、必ず手続きしてください。**その際は入院費の領収書(写し可)など、入院日数(90日以上であること)が分かるものを添付してください。

※過去1年間に90日以上入院がなければ、領収書などの添付は必要ありません

### ●申請・問合せ

国民健康保険課(〒061-3292 市役所1階10・11番窓口)

①②☎72・3123 ③④☎72・3633

## 医療費受給者証の更新

現在お持ちの各医療費受給者証の有効期限は7/31(月)です。

### 重度心身障害者医療費受給者証

8月以降の資格を判定するため、令和4年中の所得を審査し、引き続き該当する方には、7月下旬に受給者証を送付します。

●問合せ 国民健康保険課☎72・3125

### ひとり親家庭等医療費受給者証

8月以降の資格を判定するため、令和4年中の所得を審査します。養育費は8割を所得として計算します(児童扶養手当制度に準ずる)。引き続き該当する方には、7月下旬に受給者証を送付します。

※養育費の申告書(対象の方に送付済み。養育費を受け取っていない方も提出が必要)が未提出の方には受給者証を送付できませんので、至急提出してください

●問合せ 子ども家庭課☎72・3128